

2020東京オリンピック・パラリンピック関連事業等郡山市推進本部設置要綱

平成27年4月1日制定

平成29年4月1日一部改正

[文化スポーツ部スポーツ振興課]

(設置)

第1条 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の開催に係る施策を総合的に推進し、本市の更なる活性化につなげるため、2020東京オリンピック・パラリンピック関連事業等郡山市推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大会の開催に係る情報収集及び提供に関すること。
- (2) 大会関連事業等の推進に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員を持って組織し、別表第1に掲げる職をもって充てる。

- 2 本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めその意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 推進本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、文化スポーツ部長をもって充てる。
- 4 幹事には、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、推進本部の指定する事項について調査・検討を行う。

(幹事会の会議)

第6条 幹事会の会議は、幹事長が召集し、幹事長が会議の議長となる。

- 2 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の経過及び結果について、本部長に報告しなければならない。
- 3 幹事長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、文化スポーツ部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定

める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部長	上下水道事業管理者、総務部長、政策開発部長、財政部長、税務部長、市民部長、文化スポーツ部長、生活環境部長、保健福祉部長、保健所長、こども部長、農林部長、産業観光部長、建設交通部長、都市整備部長、議会事務局長、会計管理者、教育総務部長、学校教育部長、上下水道局長

別表第2（第5条関係）

総務部総務法務課長、政策開発部政策開発課長、財務部財政課長、税務部市民税課長、市民部市民・NPO活動推進課長、文化スポーツ部文化振興課長、文化スポーツ部スポーツ振興課長、生活環境部生活環境課長、保健福祉部保健福祉総務課長、こども部こども未来課長、農林部農業政策課長、産業観光部産業政策課長、建設交通部道路建設課長、都市整備部都市計画課長、議会事務局総務議事課長、会計課長、教育総務部総務課長、学校教育部学校管理課長、上下水道局総務課長